

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会
(第7回)

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会（第7回）

日時： 令和3年3月24日（水）

会場： 三番町共用会議所大会議室

時間： 午後1時30分～午後3時40分

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 議 事
 - (1) 各委員からの意見聴取①
皆掛重量の廃止について（案）
 - (2) 包装容器の新素材に関するヒアリング
（株式会社TBM 宇秋営業本部マネージャー）
 - (3) 各委員からの意見聴取②
 - ・ 銘柄の検査方法等の見直しについて（案）
 - ・ 荷造り・包装規格の見直しについて（案）
 - ・ 意見交換
 - (4) その他
- 4 閉 会

配付資料

議事次第

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会委員名簿

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会（第7回）【座席表】

資料1 皆掛重量の廃止について（案）

資料2 包装容器の新素材に関するヒアリング資料

資料3 銘柄の検査方法等の見直しについて（案）

資料4 荷造り・包装規格の見直しについて（案）

出席委員

座	長	大坪 研一	新潟薬科大学応用生命科学部応用生命科学科特任教授
委	員	飯塚 悦功	東京大学名誉教授、 公益財団法人日本適合性認定協会理事長
委	員	井村 辰二郎	アジア農業株式会社代表取締役
委	員	岩井 健次	株式会社イワイ 代表取締役
委	員	栗原 竜也	全国農業協同組合連合会米穀生産集荷対策部長
委	員	白井 恒久	わらべや日洋ホールディングス株式会社 取締役常務執行役員
委	員	千田 法久	千田みずほ株式会社代表取締役社長
委	員	夏目 智子	特定非営利活動法人ふぁみりあネット理事長
委	員	藤代 尚武	正林国際特許商標事務所 技術標準化事業部長
委	員	三澤 正博	木徳神糧株式会社特別顧問
委	員	森 雅彦	日本生活協同組合連合会 商品本部農畜産部特別商品グループマネージャー
委	員	山崎 能央	株式会社ヤマザキライス代表取締役

午後1時30分 開会

○齊官穀物課課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから第7回農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会を開催させていただきます。

開催に当たりまして、天羽政策統括官から一言御挨拶を申し上げます。

○天羽政策統括官 皆様、こんにちは。農林水産省の政策統括官の天羽でございます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、またコロナ禍の中、ウェブでの参加も併せまして御出席を賜りまして誠にありがとうございます。御礼を申し上げます。

あわせまして、常日頃から委員の皆様方におかれましては、食料、お米、食品の安定供給にそれぞれのお立場で御尽力をいただいております。重ねて御礼を申し上げます。

ただいま御紹介のありました農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会、回を重ねて本日第7回ということになりました。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年の9月からほぼ月1回というペースで検討会を開催させていただき、様々な方面の方々からのヒアリングも併せて、委員の皆様方から貴重な御意見を頂戴いたしまして検討を重ねてまいりました。

前回の検討会におきましては、機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定、農産物検査の際のサンプリング方法を見直して省力化をしていく。スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定を進めていくといった3つの論点の内容と方向性につきまして結論、区切りをいただいたところです。

前回は申し上げましたが、これから実務的、技術的な詰めを行ってまいらねばならないということです。また、商慣習の余マスの見直しにつきましても、取引当事者間の皆様方が合意の下で取引が行われるよう、今後、手引きを作成したいと考えております。これも方向につきまして御賛同いただいたと考えております。

本日は、農産物検査証明における皆掛重量の廃止につきまして、前回の御意見を踏まえた修正案をお示しするほか、銘柄の検査方法等の見直し、荷造り・包装規格の見直しの2つの事項につきまして、それぞれの内容、行程の案をお示しして御意見を伺いたいと考えております。

また、本日は荷造り・包装規格の見直しについての検討の御参考に、有識者ヒアリングとして、石灰石などの無機物を主原料とした新素材を開発して製品化しておられる株式会社TBM営業本部マネジャーの宇秋様から御講演をいただくこととしております。宇秋様におかれましては、お忙しい中お越しいたぎまして誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見、活発な御議論をお願い申し上げて、私の

冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

○齊官穀物課課長補佐 配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

配付資料一覧にございますように、議事次第、委員名簿、座席表、資料1、資料1、資料3、資料3の参考としまして1から3、最後に資料4を配付しております。不足などございましたら、会議の途中でも結構でございますので事務局にお申しつけください。

次に、委員の出欠の状況について御報告をさせていただきます。

本日は、12名全ての委員の皆様にご出席を頂いております。なお、井村委員は所用により3時頃までの御出席と伺っております。井村委員におかれましては、時間になりましたら御退席いただいて構いませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は荷造り・包装規格の見直しについて検討の参考となるよう、石灰石など無機物を主原料とした新素材を開発した株式会社TBM営業本部マネジャーの宇秋雅年様にも御出席をいただいているところでございます。

また、農水省からの出席者につきましては、座席表で御確認を頂きたいと思います。

本検討会は公開で行います。事前に本日の傍聴を希望される方を公募いたしまして、15名の方がウェブにて傍聴をされております。

ここからは、大坪座長に議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○大坪座長 大坪でございます。

それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。

委員各位それから事務局におかれましては、効率よく議事を進められますよう円滑な進行に御協力いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、前回で御議論いただきました農産物検査証明における皆掛重量の廃止（案）につきまして、反対の御意見はございませんでしたが、留意事項を追加した修正案を作っていただきましたので、この御説明を事務局よりお願いいたします。

○上原米麦流通加工対策室長 それでは、事務局の方から資料1に関しまして御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

資料1の前回御議論いただいた資料について、見え消しの赤字で変更点を追加させていただいております。前回の御議論から時間も経過しておりますので、改めて皆掛重量の廃止について御説明をさせていただきます。

まず、1番目、御覧ください。現在の農産物検査におきまして、量目の検査は正味重量及び皆掛重量で行っておりますが、皆掛重量の検査は廃止をするということです。

括弧内です。廃止の方法でございますが、農産物検査法施行規則第3条には、「品位等検査に係る量目についての検査は、正味重量及び皆掛重量につき行う」と定めておりますが、「及び皆掛重量」という記述を削除いたします。また、同規則別記様式に示します検査証明書の「皆掛重量」欄を削除してまいります。

※印でございますが、農産物検査制度とは別に、検査証明書以外に当事者の判断で皆掛重量を記載することは可能です。

そして、2番です。皆掛重量の廃止について、令和3年産米からの適用を念頭に、規則の改正など必要な手続を進めてまいります。

ただし、包装容器の切り替えが必要となることから、改正規則の施行から2年間は米袋に印刷されている検査証明書に皆掛重量が記載されていた場合でも、農産物検査法第13条第2項の紛らわしい表示には該当させず、登録検査機関の責任を問わないこととしたいと思っております。この場合は、検査証明された皆掛重量ではなく、当事者の判断で記載された皆掛重量として取扱うということとしてまいります。

そして、前回の御議論の中で、夏目委員の方から御意見をいただきました。この改正規則についての周知をきちんとやるべきだという御意見をいただいたところです。このため、赤字のところ追記をさせていただいております。規則の改正内容について、時間的な余裕を持って関係者に周知するというのを追加させていただきました。

事務局からは以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御意見、御質問があればお伺いいたします。いかがでしょうか。

ございませんでしょうか。皆様うなずいていらっしゃいますね。

それでは、特に御意見はないようですので、資料1、農産物検査証明における皆掛重量の廃止につきましては、本検討会の結論とさせていただきます。ありがとうございます。これで皆様、よろしゅうございますね。

ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、次の議題に移ります。

包装容器の新素材に関するヒアリング、有識者ヒアリングといたしまして、株式会社TBM営業本部マネジャーの宇秋雅年様より御説明をいただきたいと存じます。

宇秋様、どうぞよろしくお願いいたします。

○宇秋氏 改めまして、ただいま御紹介にあずかりました株式会社TBMの宇秋と申します。

本日は貴重な機会をいただきまして誠にありがとうございます。何分、不慣れなもので失礼なところがあるかもしれませんが御容赦いただければと思います。よろしく願いいたします。

お手元の資料2です。こちらで弊社の会社概要と、これから包材として御検討いただいているL I M E Xの御説明をさせていただきます。

また、加えまして、我々の事業の今後の展開と、世界を取り巻くプラスチックの情勢ですとか資源の情勢、その内容も少し盛り込んでおりますので、その内容も踏まえながら御説明をさせていただきます。

スライドが続きますので、10分から15分ほどいただくかと思いますが、よろしく願いいたします。

では早速始めさせていただきます。見開きですみません、目次ですね、1、2、3とございますが、まず初めに会社概要、その次にL I M E Xの御説明、そして3つ目で今後の展望という流れで御説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、4ページです。早速会社概要の御説明に入らせていただきます。弊社の名前になりますが、株式会社T B Mと申します。これはTimes Bridge Management、その頭文字を取りまして、こちら御記載がございますとおり、代表の山崎が「100年後も残る技術や事業を創り、時代の架け橋となる会社にしたい」、そういった思いが込められております。L I M E Xの名前は幸いにも少しずつ認知は頂いておりますが、我々としてはこのL I M E Xだけではなく資源循環を促進する、その100年後、地球はどうあるべきか、そんなところも考えながら事業をさせていただいているといったところになります。

業態としましては、御記載のとおりL I M E X、あとこちらのC i r c u l e Xという新しいブランドも交えまして、環境配慮型の素材及び製品の開発、製造、販売を行っております。

続きまして、沿革のところでも少し御紹介させていただきます。もともとは台湾製のストーンペーパーと呼ばれる、こちらも石灰石を主原料としたものを、代表の山崎が輸入代理店として取り扱い始めました。ただ、海外製ということもありまして、品質の安定、技術開発というのが思うようになかなか進まなかったこともありまして、異なる技術による自社開発を決意し、2011年に山崎がT B Mを設立したといったところで弊社が始まっております。

なので、もともと石灰石を使った紙というストーンペーパーはあったのですが、独自の製法並びに配合、こういったものを組み合わせて作り上げたのがL I M E Xというところになりますので、これは日本独自の技術というふうにお考えを頂ければと思います。

その後、経済産業省様から御支援を頂きまして、工場の設立を進めていきました。それが

2015年、第1プラント稼働というところになります。ここで始まったのは、弊社の紙代替の事業という形で、今ですとメニュー表みたいなものもございますし、あとは名刺ですね、こういった用途で今取扱いをいただいております。

その後、このLIMEXは、非常にプラスチックの用途にも転用性が見込めるとい形になりまして、2018年に正式にプラスチック代替の事業の方を加速させていただきました。こちらは今日御検討いただくところの米袋の用途にも少しつながってくる形になります。

現在、第2プラント、同じく宮城県の大賀城市というところに立ち上げております。既に2021年2月に竣工いたしまして、4月から量産を予定しています。

続きまして、6ページのところに生産体制とございます。こちらは先ほど申し上げましたとおり、国内には今現在2拠点ございます。両方とも宮城県に立地を構えております。第1工場は白石蔵王という工場、もう一つが宮城県にある大賀城工場ですね。白石工場はどちらかというパイロットプラントという形で製造と開発の機能を有しております。第2工場の大賀城工場は量産や海外への技術輸出を見据えたマザープラントという位置づけになっております。

我々、積極的に海外展開というところも考えておりまして、製造委託も含めまして、いろいろな形でLIMEXを世界に広げていく、そんな動きを既に開始させていただいております。

7ページのところは御紹介までではございますが、こうした事業会社様などから出資を頂きながら、現在ビジネスもさせていただいておりますし、先ほど申し上げましたとおり、経済産業省様からも、白石工場についてはイノベーションの拠点立地という形で、津波の被害が甚大だった大賀城工場、復興支援に資する産業や雇用の創出という形で補助金を採択して頂き、工場の方の建てつけを行っております。そのほか、NEDO様からも研究開発の領域で御支援を頂いております。

以上が弊社の会社概要になります。

続きまして、9ページです。「LIMEXとは」というところで、少し製品の御説明をさせていただければと思います。

まず、ちょっと名前の由来を御説明させていただきますが、石灰石は英語でLimestoneといいますので、まずそのLimeを取りまして、あとこのXは無限のXを取ってLIMEXという名前にしております。なので、こちらは造語という形になりますが、弊社の打ち出しをした新しい製品名になります。名前に石灰石のLimeが付くとおり、炭酸カルシウムなどの無機物を50%以上含む無機フィラー分散系の複合材料というのがこのLIMEXの定義になります。主原料は石灰石で、残りを石油由来や植物由来の樹脂、将来的には生分解、海洋生

分解、様々な樹脂の組合せの可能性も検討しております。

この石灰石の特徴は3つございまして、一つは安価に調達ができ枯渇リスクが非常に少ない資源であるということですね。加えて、これを使うことによりまして、石油由来樹脂の依存を抑えることも可能で、加えて、石油由来樹脂の削減によってCO₂の発生量を抑えていくことも可能です。そんなL I M E Xというものは、非常にエコであり、エコノミーである素材であるというふうに表現をさせていただいております。

続きまして、10ページです。こちら石灰石の御説明になりますが、石灰石においては資源に乏しいと言われる日本でも100%自給自足ができる素材というふうに言われています。石油のように産油地が限定されるとか、例えば自然由来のものですと、やはりどうしても供給に制限が掛かるところがございまして、石灰石においてはそういう点の懸念がなく、世界中に豊富に存在するといったところも一つ強みになるかなというふうに考えております。

L I M E Xの製造方法というところになりますが、基本的には石灰石を主原料としますが、当然ながらそれだけでは製品が作れませんので、つなぎのような形で現時点では樹脂を使用します。その組合せはいろいろと御要望に応じて様々なパターンがありますが、現時点では石油由来の樹脂を組み合わせているパターンが多いです。それを配合して混練させてL I M E Xというものが出来上がります。

12ページのところで、環境的なメリットに触れさせていただいております。L I M E Xは紙の代わりにもなりますし、プラスチックの代わりにもなる、そんな素材でございまして。特にプラスチックの代替というところでいいますと、従来のプラスチックが、石油由来樹脂100%でできているところを、石灰石を半分以上使うことによって、その使用量を抑えていくといったところでプラスチック代替の環境的なメリットがあります。紙の代替においては、紙は当然ながら製造時に木と水を大量に使います。それに対して、L I M E Xは、木は当然ながら一切使いません。水も本当に工場で使う冷却水程度ですので、これも大幅に使用量削減できる、そんなメリットがございまして。

日本はなかなか水の枯渇リスクを感じることはないですが、世界的においてもこの水というのはかなり枯渇のリスクが高く、例えば水資源が乏しい海外では特にこの紙の代替のところでは御評価を頂いている部分がございます。

続きまして、L I M E Xの成形技術というところですが、我々はL I M E Xをペレットという状態のものにすることによって、様々な成形方法に対応できるようになっているという御説明がこのスライドになります。なので、一部開発中のものもございまして、この6つの丸で表

現しているものが、現時点で我々が御提案できる成形方法の製品になるといったところです。

続きまして、14ページのラインナップというところです。こちら先ほどのところと絡みませんが、実際ちょっとこちらに展示しておりますが、こういった容器ですとか、あとはこういうアメニティみたいなものも今ございます。あとは現時点で米袋の方でも検討いただいた、こういった袋です。ちょっとすみません、企業様のロゴが入っていますが、こういったものも今LIME Xで作れるようになってきているといったところでございます。

続きまして、少し視野を広げさせていただいて、実際の今プラスチックを取り巻く状況の御説明をさせていただければと思います。

一つは海洋プラスチックの汚染問題ですね、こちらについては抜粋の資料になりますが、2050年には海洋プラスチックの量と魚の量が一緒になるという、ちょっと衝撃的な数字が発表されたことはもう既に御存じかなというふうに思います。その続きのところになりますが、やはりプラスチックというのは非常に便利である一方で、やはり簡単に捨てられてしまうような、そういったところもあります。なので、今後プラスチックにおいては人が増えていく、経済活動が増えていくにつれて、その使用量は増えていくという見立てが立っておりまして、2018年に世界で約3.59億トンと言われていた数量が、恐らく2050年には11.18億トンという物すごい物量になるだろうという見立てが立てられています。

このままでいくと、やはり地球の資源というのがどこかで枯渇してしまうだろうという見立てもございます。その中で、やはり我々のこのLIME Xがお役に立てるのではないかなというふうに考えています。実際、このLIME X自体は本当にいろいろな成形方法に対応できるといったところは御説明差し上げたとおりです。

すみません、ちょっと割愛させていただきまして、18ページ、19ページのところで御説明をさせていただければと思います。

実際には、一つは袋の方です。今日の御検討材料でもございます米袋の方においては、やはり重量物が入りますので、まだ物性等々の改良が必要にはなるのですが、試験的にこういった形で今、米袋を作らせていただいています。まだ数量でいうと3キロですとか5キロ袋、そういったものになりますが、将来的にはより強度も改善していったって、現在規格の見直しを進めている30キロ袋ですとか、そういったところにも提案をできればというふうなところで考えております。従来プラスチックだけですとすごく強度が出るといったメリットはあるのですが、石灰石が入りながら、支障がない物性面を維持するという点を現在、我々は開発を進めているといった形になります。

そのほかは御説明したとおり、こういったフードトレイみたいなものというのも現在開発を進めております。

少し領域を広げまして、こういった建装材領域ですね、こういった領域でも今L I M E Xは御採用いただいています。具体的な会社様を挙げるとアイリスオーヤマさんという会社さんと建装材を共同開発で進めて販売を開始いただいたりですとか、あとは多分皆さんも触られたことある、こういうプラ段、プラスチック段ボールみたいなものですね、これも段ボールの代わりという形で今できておりますが、これもL I M E Xで作れるようになってきております。

まだ我々としては先ほどの概要のところでは触れましたとおり、2018年にプラ代替の事業を始めまして、その後、毎年地道ながらも開発を継続していると、そんな状況でございます。

続きまして、20ページです。紙のところにも話を少し振らせていただければと思います。

先ほど申し上げましたとおり、やはり水ですね、こちらはやはり世界人口の51%が高い水リスクに陥る可能性があるというふうなところがあります。やはり日本ではなかなか感じづらいところではあると思うんですが、やはりこの点においては課題意識を持つ必要があるのかなといったところではあります。

続きますが、使用量においても、これはプラスチックと同様にやはり紙は先進国ではペーパーレス化というものが進んではおりますが、まだまだ今後、紙の需要というのは伸びていくという見立てが立っております。

その点で22ページです。L I M E Xシートにおいては同じように紙の代替という形で御提案させていただければというところではあります。一つはメニュー表ですとか、あとは名刺ですね、白紙の名刺になりますが、こういった形で名刺も今御紹介をさせていただいております。

特に森林資源、水資源のところの保全というのは貢献できるというところもありますし、一方でやはりこの耐水性・耐久性、こういったところもL I M E Xの特徴になっています。例えば、紙にプラスチックのラミネートをしてしまうと、耐水性は出るのですが、次の例えばリサイクル、そういった点でいいますと、その2つの異種素材を混ぜ合わせることで再生ができなくなってしまう、そんなところもあります。ただ、このL I M E Xにおいては、やはり単一素材でできておりますので、リサイクルしてそのまま違う形に変えることができる、そんなメリットもあります。

なので、我々としては、このL I M E X自体の特徴ではあるのですが、今後、循環という形でいろいろ貢献ができればといったところで考えております。

ちょっと名刺の御紹介は割愛させていただきますが、導入事例のところですね、24ページに

ございますが、ちょっと眺めていただければと思います。メニュー表ですとかポスター、あとは最近ですとCSRの冊子みたいなもの、そういったものにも御採用いただいております。

そういった形で、現在、6,000社様以上でいろいろな形でこのL I M E Xという製品を御採用いただいているという実情がございます。

26ページのところですね、先ほど申し上げました資源循環という形になりますが、幾つかちょっと簡単に事例に触れさせていただければと思いますが、一つはセブン&アイフードシステムズさんで御紹介させていただいた、こういったメニュー表を回収しまして、その後、これをまたこういった一旦ペレットのような形に戻しまして、飲食店さんに使われるトレーですね、こういったものに形を変える、こういったものができるようになっていきます。これはなかなか紙ではできないことかなというところで、L I M E Xの一つの特徴というふうに考えていただければと思います。

そのほか、福井県の鯖江市さんでは、市内で使われたL I M E Xの印刷物をこれも回収しまして、同じように一旦ペレットの状態に戻しまして、こうしたハンガーですとかお椀にして、その後、鯖江の地産の漆ですね、これに塗り上げて地場の特産品という形で再生をしていただいた、そんな事例もございます。

それにつきまして、ちょっと今後の展望というところを少しお話させていただきたいと思っております。

我々としては、特にこのSDGsというところで、8つの中核目標を掲げて活動させていただいています。特に中心のゴール、12ですね、「つくる責任 つかう責任」、この点においてやはり資源を循環させていく、そんなところに我々の取組が貢献できると考えております。

ここも少し背景の御説明なのですが、既に地球の使い過ぎという形で資源の枯渇というのは既に叫ばれているところです。この資料においては国際シンクタンクですね、グローバル・フットプリント・ネットワークという機関が発表しているものですが、これは実際、世界人口はそれぞれの国民と同じ生活をした場合、必要になる地球の数ということです。要するに地球資源の数を表しています。既に世界の人と同じ水準で生活をしたとしても、既に資源は赤字状態で、要は我々の次の世代の資源を食いつぶして、今我々は生活をしている、そんな状況があります。

なので、次のページでもいろいろとこの30ページですね、地球の現状という形で書いてはございます。やはり気候変動においては、既に長期的な目標でこれを下げていかなければならないですとか、そういった目標もございます。先日、菅総理が発表されたとおり、2050年にカー

ボンゼロを目指す、そういったところもありましたけれども、やはり環境負荷を下げていくといったところは、今後世界的なトレンドで考えていく必要があるのかなと考えております。

31ページです。特にこれは我々がお伝えしたいメッセージでございます。やはりおもう紙もプラスチックも両方の良さがあります。ただ、一方で、その資源にこのまま依存し続ける、そういったところもできないのかなといったところなんです。

その中で、その2つの依存度を下げていく、第三極の素材として、このL I M E Xはなり得るのではと考えております。なので、その両方の良さはそのままいかしつつ、L I M E Xで切り替えられるようなところは切り替えていく、そんな動きができれば、枯渇資源の依存度が下がって、より長い世代、地球の資源を使っていくことができる。そんな素材になればいいかなというところで事業活動を行っております。

32ページです。こちらはあくまでも現在の我々の考えている開発の状況でございます。中心のところは現在、もう既に量産近いところで御案内しているものですが、より今後いろんな事業にこのL I M E Xを展開できればという動きをさせていただいております。

最終ページです。これにおいては、やはり我々L I M E XとC i r c u l e Xというブランド、ちょっと今日は割愛をさせていただきますが、再生を促進する、そんなところも力を入れていく領域かと考えております。

なので、まずはL I M E Xです。現時点で枯渇リスクがある資源、これをいかに少なくしていくか、そんな動きをできればと考えております。その先に、出てきてしまった資源をそのまま無駄にするのではなく循環させていく。そんなところでC i r c u l e Xという新しいブランドを立ち上げさせていただいております。この両方の輪をぐるぐる回していくことによって、より地球資源並びに事業活動のところに貢献ができればと考えております。

駆け足となりましたが、以上で御説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○大坪座長 宇秋様、ありがとうございました。

大変興味深い御説明を頂きましたが、委員の皆様、ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問いかがでしょうか。どなたか御意見、御質問。

○上原米麦流通加工対策室長 千田委員が御質問でございます。

○大坪座長 千田委員、よろしく願いいたします。千田委員、どうぞお願いいたします。

○千田委員 L I M E Xに関し様々な御説明ありがとうございました。非常に興味深く拝聴いたしました。

今、私ども米穀業界では、精米年月日の旬表示への移行を進めています。食品ロスをなるべく

く減らすという意味では、SDGsでいう2番目の飢餓をなくす。それから、今回ご説明の中心になっていました12番目の「つくる責任 つかう責任」が当てはまると思われます。

そんな中で、一つ教えていただきたいのですが、勉強不足で申し訳ないのですが、石灰石というのは地球のどこにでもあるとのご説明でした。台湾などには大量に埋蔵しているというご説明でしたが、その石灰石は地球においてどのような役割をはたしているのでしょうかというのがまず1つ目です。

それから、今回これを推進するに当たって、大量に掘削をしていくということによるメリット、デメリット教えていただければ有り難いというのが2つ目。

それから、私どもグループ会社でお弁当等を作っているので、食品容器に対して興味がありまして、例えばこれを使ったときのリサイクル法との関係、それから、この容器のコスト、そしてこの容器はレンジ対応が可能なのかをお聞かせ願えれば有り難いと思います。

○大坪座長 宇秋様、よろしくお願ひいたします。

○宇秋氏 3つ御質問を頂きましたので、順を追って回答させていただきます。

まず1つ目、石灰石の地球における役割というところですが、石灰石はもともとサンゴ礁です。ある意味、海洋があったところには全て存在をするという素材です。これだけ豊富に世の中にあふれているといったところになります。現在、我々が石油を使っているように、同じく太古の昔にあった生き物が残してくれた財産とお考えいただければと思います。この回答でよろしいでしょうか。

○千田委員 ありがとうございます。

○宇秋氏 2番目の大量に掘削をしていくというところに関してですが、こちらの御指摘に関しては、確かにこれは資源になります。なので、掘削をしていく、そんなところは一つ事実としてはあるかと思ひます。

我々としては、このLIME Xはまだまだ育てていく余地がある素材だと思ひています。我々も日々自問自答しながら活動はしているのですが、やはり、これはベストじゃないにしても、では今使っているプラスチックなり紙なりというのが本当にベストなのかといったところで考えていただければと思ひます。そういう意味でいうと、ベストではなくて、少しでもベターな環境負荷を下げる、そんなところで我々のLIME Xを認知いただけるといいかなと思ひます。

加えて、この炭酸カルシウム自体は決して掘削をするだけで出てくるものではございません。ちょっとこれは多分いろいろ文献等々を見ていただければと思ひますが、違う形でこれを作る

ことができます。必ずしも掘削をしながらこの材料にしていくというところではないというふうにお考えいただければと思います。

こちら2点目、よろしいでしょうか。

○千田委員 はい、ありがとうございます。

○宇秋氏 3点目の食品容器に関してでございます。こちらその食品容器においてリサイクル法、コストとレンジ対応、この3つの御質問をいただいたかと思えます。

1点目のまずリサイクル法ですね、容器リサイクル法におきましては、こちらはまず概念というか、この取扱いから御説明しますと、容り法の適用からは外れます。理由は、これは重量ベースで最も比率が高い成分は石灰石になりますので、プラスチックではない、要は無機物という扱いになりますので、そもそも容器リサイクル法はプラスチックを対象にした法律になりますので、それからは除外をされるという形になります。なので、現時点でプラマークが付くようなものからは回収のところからは少し外れるというところが一つでございます。

あと、コストに関してですが、本当にいろんなものによるのですが、大体、例えば同じような市場で想定しているのはお弁当容器ですね、コンビニなどのお弁当容器、こういったものと比較して、現時点では1.2倍から1.3倍ぐらいのところでご提供できますが、ただ、物によって同じ価格帯でお届けできるものや、まだまだコスト改善が必要なものもあり、これはちょっと本当に一品一様でございます。厚みですとか大きさ、素材、そんなものによっていろいろとコストの考え方が少し変わってまいります。すみません、ちょっと濁した言い方になって申し訳ないですが、そういった形になります。

レンジ対応についてですが、最後ですが、こちらに関しては全く問題ございません。なので、現時点でこの食品容器向けで検討しているのは、ポリプロピレン、若しくはポリエチレンがつなぎとして入っている材料になりますので、ほぼ同等性能というふうにお考えください。逆に石灰石が入ることによって少し耐熱温度が上がる、そんなメリットもございます。

以上でございます。

○大坪座長 宇秋様、ありがとうございました。

千田委員、よろしいでしょうか。

○千田委員 ありがとうございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員、手を挙げられました、山崎委員ですか、よろしくお願ひします。

○山崎委員 大変興味深いお話ありがとうございました。

紙でもなくプラスチックでもないということです。リサイクルの仕方というのは専用のLIME Xのみの回収という形になるのでしょうか。というのが、仮にお米の30キロの袋で実現したときに、実はお米の袋というのは意外と精米業者だったり、米穀商さん、全農さんに集まります。なおかつ、それを回収している専門の業者もおりますので、非常に資源の循環の中では取り組みやすいのかなとも思いました。コストの問題もあると思うのですが、多少なり高くとも、多少なり面倒なことがあっても、私たち生産者はこの持続的生産体系の一つとして取り組むべきなのかなとも思いました。ありがとうございます。

○大坪座長 山崎様、ありがとうございました。

宇秋様、回収につきまして、よろしく願いいたします。

○宇秋氏 回収の質問に関してなんですが、ちょっと現時点での回答としましては、検証というふうにさせていただくのが適切かなと思います。なので、まずその検討中ということで一次回答させていただきます。

その上でちょっと補足の説明をさせていただきますと、専用で回収ができるのはすごくいいことです。それはどのプラスチックにおいても同じかと思えます。やはりポリプロピレン、ポリエチレン、これがやはり混ざってしまうと、それはそれで違ったものになってしまったりと、すみません、少し専門的な話になってしましますが、そういったところと、やはり専門の仕組みを作っていくのは非常に重要なことです。やはり古紙にプラスチックが混ざるということは、これはもう忌避剤としてなっていますのでよろしくないということなので、それはそのとおりです。できればLIME XはLIME Xで集まれば、そのままLIME Xに再生できるというのはもう言わずもがなでございます。なので、この点においては、我々としてはやはりLIME Xをなるべく単一で集められるようにというような仕組みができればいいかなというのは、当然ながら考えていることでございます。遠巻きながらいろんな小売店さんですとか、先ほど御紹介した事業会社様とも連携しながら、まずはスモールサプライチェーンで回しているといったところですよ。

例えば、違うプラスチックと混ざったときにどうかといったところなのですが、現在、このLIME X、バッグにおいてはポリエチレンベースのLIME Xを使用しておりますが、これにおいては、例えばポリエチレンと混ざったときに物性がどうなるかということ、基本的にはそれはそれで混ざります。なので、LIME Xとほぼ近いような性能が出るといったところですよ。

一方で、そのポリエチレンですとかポリプロピレンの回収の仕組みの中にLIME Xが混ざ

った場合どうなるかという話でいいますと、実際には、これも現時点の仕組みでいうと、従来も既にも無機フィラーが入っているケースがあったりしますので、大きくこれは影響を与えるものではないのではないかなといったところで考えています。なので、現行の仕組みで、例えば容り法の回収の仕組みの中でこのL I M E Xが万が一に混ざってしまったとしても、それが回収において影響を与えるものではないのではないかなといったところです。ただ、やはりその物流が増えていったときは、やはり想定していたものとちょっと違うものが出来上がってしまう可能性がありますので、そこにおいては更に検証が必要になってくるかなといったところでございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

山崎委員、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

○山崎委員 ありがとうございます。

今、この会議ではスマート・オコメ・チェーンという話が、会議に内容が挙がっているのですが、すけれども、そういった中でデータ駆動型とは別に、こういった資源のリサイクルというところでも、お米の中では取組が必要なのかなと思いました。ありがとうございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の皆様、手を挙げられましたね、岩井委員ですね、よろしくお願いいたします。

○岩井委員 おむすび権兵衛の岩井健次と申します。

ご担当者に事前説明にお越しいただいた時に、このL I M E Xの話をお聞きしました。S D G s、脱プラですが、今正に企業命題として取り組んでおります。ただ、そのためのコスト増大が課題でして、実際、弊社も持ち帰り袋をくず米を使ったりリサイクル品に切り替えたところ、コストが3倍になりました。これはなんとか企業として吸収しなくてはいけないということで、切り替えを行いました。持ち帰りパックにおいては、現状のプラスチック素材を紙素材に変えると、コストが10倍以上になるそうです。これはさすがに企業として吸収できないという曲面だったので、お話を聞いてすぐに（TBM様に）御連絡を差し上げたところ、昨日早速お越しいただきました。その際、価格感をお伺いしたところ、持ち帰り袋だと、正に今おっしゃった1.2倍から1.3倍くらいでご提示をいただきました。今の価格よりは遥かにコストダウンができます。さらにこれが何らかの方法で、例えば国の支援などで、更にコストダウンが図れば有り難いです。我々事業者からすると、少々のコストアップがあっても環境には絶対貢献したいと考えています。それが2倍、3倍になると、なかなか難しい話です。是非そのコストをでき

るだけ削減していただければ、世の中に広まるのではないかということ、今日お話を伺って改めて思いました。（TBM様には）是非コストダウンを図っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大坪座長 岩井委員からコメント、コストダウンのお願いでございます。宇秋先生からお答えございますか。宇秋先生、いかがですか。

○宇秋氏 真摯に受け止めさせていただきますというところ、やはり我々としてもコストは重要な要素かなというふうに思っています。その点においては現時点で我々としても甘んじているというわけではなくて、いかにコストを現行と同じ仕組みの中で同じように使っていただけるか、そんなところは当然ながら目指しています。

ただ、やはりこと製造業においては、釈迦に説法かと存じますが、やはりいかに効率よく大量に作っていくか、そんなところでどうしても制限が掛かってしまうところがございます。なので、その点において我々はいかにお客様と一緒に連携しながら、より効率よくL I M E Xが作れるようになってくるか、そんな仕組みができてくれば、必ず現行と同じ、若しくはそれより安くと、そういうような形でコストの御提案ができるのではないかなというふうには将来的に考えております。

○大坪座長 ありがとうございます。

岩井委員、よろしいでしょうか。

○岩井委員 是非よろしく申し上げます。

○大坪座長 早速もう連絡も取っていらっしゃるようですし、先ほどの山崎委員のお話からもスマート・オコメ・チェーンとの連携ということも、非常に可能性が考えられるということでございます。

ほかの委員様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、大変興味深い御説明を宇秋様、ありがとうございます。また、個別委員様も含めて連携を、あるいは連絡を取られて、是非御協力されればと、大変有意義なお話ありがとうございました。お礼申し上げます。

それで、もしよろしければ、引き続き御陪席いただきまして、委員からの質問などがございましたらお答えいただければ幸いに存じます。宇秋様、どうもありがとうございました。

○宇秋氏 ありがとうございます。

○大坪座長 それでは、ここで次の議題に移らせていただきます。

銘柄の検査方法等の見直しについての案でございます。それから、荷造り・包装規格の見直

しについて、これも案でございますが、一括して事務局より御説明を頂きたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○上原米麦流通加工対策室長 それでは、事務局より資料3、そして参考1から3、そして、続きまして、資料4について御説明を順次させていただきたいと思えます。

まず、資料3及び参考資料1から3について御説明を申し上げます。銘柄の検査方法等の見直しについてという内容でございます。資料3の中に、これ現状書かせていただいている部分と、そして方向を書かせていただいている部分とパートがございますので、この結論のような方向について記載をさせていただいている部分については、四角囲みで書かせていただいておりますので御認識いただければと思えます。

まず、参考資料と併せて御説明をさせていただきたいと思えます。参考資料1の方を少し御覧ください。現在の農産物検査における銘柄検査、どのようにしているのかということについて、まず御説明をさせていただきたいと思えます。

参考資料1ですけれども、まず現在の検査において銘柄の検査をやるときに、登録検査機関は品種関連情報などの事前収集を行っているということです。これは主に書類で内容を把握しているということでありまして、①生産者別の種子更新等の状況把握、②生産者別の品種別作付状況の把握、そして各品種の特徴等の把握を行っているということです。こういう情報を頭に入れた上で、真ん中のところでございますけれども、品種鑑定を行っているということです。この品種観点については目視で鑑定をするということになっておりまして、どのように鑑定するのかということで、括弧内に記載をしております。粒形ですとか、あと色沢です。このような項目を目視で確認をして、先ほどの事前収集した書類の情報と併せて銘柄の判定を行っているということがあります。

ただ、現場ではなかなかこのような品種の鑑定について負担が掛かっている、なかなか確認するのが困難だということも挙がっているということです。この目視による品種鑑定から書類による判定に変えてまいりたいというのが1点目です。

ちょっと資料3の方にお戻りいただきまして、1番から4番までに書かせていただいているのがこの項目でございます。読み上げさせていただきたいと思えます。

現在、水稻うるち玄米の銘柄の検査は、農産物検査員の目視による鑑定で実施することとされている。なお、この場合、登録検査機関は、農業者等から種子の購入記録や栽培記録等の情報を事前に収集し、銘柄の検査の参考として活用している。

2番です。これまでの農産物検査規格の見直しに係る議論においても、近年、新品種の開発

が進んでコメの品種の数が増し、また、外観が似ている品種も多くなっていることから、目視による銘柄鑑定の困難度が増していることが指摘をされている。

このため、農産物検査では、量目、荷造り・包装、品位、銘柄等について検査しているが、このうち水稲うるち玄米の銘柄の検査については、現在設定されている「産地品種銘柄」及び後ほど出てまいります。7により今後設定する「品種銘柄」について、現在の目視により鑑定する方法を改め、農業者等から提出される種子の購入記録、栽培記録等の書類により審査する方法に見直す。

4番です。国は、令和3年度中に農業者から提出させる書類を具体的に明示する。上記3による見直し後の方法による銘柄の検査は、農業者の資料の準備に要する期間を踏まえ、令和4年産米から実施をするということが1点目の見直しの内容でございます。

これまで目視で品種を鑑定した方法を改め、書類により判断するということに見直すということが記載させていただいております。

そして、2点目の見直しの内容についての御説明について、まず参考資料2を御覧いただきたいと思っております。農産物検査における銘柄についてと記載されているものです。

水稲うるち玄米の銘柄ですけれども、右側にその銘柄名が記載をされております。表に書かれておりますように、例えば新潟県、石川県といった都道府県ごとに銘柄が設定をされております。これを産地品種銘柄というふうに呼んでおります。新潟県の場合、あきたこまち、あきだわらなど設定をされておられ、石川県の場合も、あきたこまち、あきだわら、笑みの絆など、県ごとに設定をされているということです。

この場合、赤字のところ記載をいたしました、「にこまる」という品種、注目して見てまいりたいと思っておりますが、高温耐性を持つ農研機構育成の新品種でございますが、石川県ではこの「にこまる」が産地品種銘柄に設定をされております。一方で、新潟県の方はこの「にこまる」が産地品種銘柄には設定をされていないという状況があります。

3ページを御覧ください。参考資料3ですが、このような産地品種銘柄の設定状況により検査証明がどのようになるのかということ記載させていただきました。

左側に現行というところがありますので御確認いただきたいと思っております。先ほどの「にこまる」の例で申し上げますと、産地品種銘柄に設定をされております石川県の場合、現在の検査証明におきまして「石川県産にこまる」と証明されることとなります。しかし、産地品種銘柄に設定をされていない新潟県の場合は横バーが付されるということでありまして、新潟県では「にこまる」が産地品種銘柄には設定されないということです。このため、新潟県の農業者は

「にこまる」の検査証明を得たいと思われても検査証明が得られないといった課題があるという事です。

このため、見直し後のところですが、全国的に銘柄を設定する品種銘柄というものを設定することによりまして、この問題の解決を図ってまいりたいと思っております。石川県の場合ですが、農業者は当然これまでどおり産地品種銘柄の検査も受けることができるということにしたいと思っておりますので、その検査を求められれば「石川県産にこまる」と証明が付されるということになります。

また、新潟県の農業者の場合も品種銘柄の検査をお求めになれば、「にこまる」これが品種銘柄になっているということですので、「にこまる」の証明が得られるということになります。

以上が2点目の見直しの内容でございますが、概略ですが、それを資料3の文字の中で5番から7番まで記載しておりますので、該当部分を読み上げたいと思っております。

資料3の5番です。銘柄については、農産物規格規定において「品種銘柄」、「産地品種銘柄」等の区分が規定されており、具体的には、「品種銘柄」については品種名のみを特定して、指定され、「産地品種銘柄」については都道府県名と品種名を特定して、例えば「新潟県産コシヒカリ」などという形で指定されている。

現在、水稻うるち玄米では、品種銘柄に指定されたものはなく、産地品種銘柄が870程度指定されている。

農業者は、農産物規格規定で規定されている銘柄の中から証明を受けたい銘柄を検査請求書に記載して検査請求を行い、登録検査機関は、農産物検査において検査請求書に記載された銘柄であることを確認し、その銘柄名が記載された検査証明書を農業者等に交付している。

括弧内でございます。検査証明書には、品種銘柄の場合、品種名のみが記載され、産地品種銘柄の場合、生産された都道府県名と品種名を合わせて記載されることとなります。

2ページを御覧ください。上段です。農業者は、農産物規格規定で規定されていない銘柄についても、農産物検査を受けることはできるが、その場合には銘柄の証明はなされず、検査証明書の銘柄欄には「－」が記載される。

例えば、「にこまる」という品種は、石川県ほか23府県における産地品種銘柄として設定されているため、農業者は、例えば、石川県では「石川県産にこまる」という検査証明を受けることができますが、産地品種銘柄として設定されていない都道府県では銘柄の検査証明を受けることができないということになります。

7番です。このため、農産物検査において多様な品種に対応できるよう、以下の見直しを行

う。

①です。農産物検査規格における水稻うるち玄米の銘柄について、都道府県別に品種が記載される「産地品種銘柄」に加え、品種名のみが記載される「品種銘柄」も設定する。

具体的には、産地品種銘柄に設定されている品種については、原則として「品種銘柄」としても指定する。ただし、その品種の許諾が特定の都道府県に限定され育成者権の保護に配慮すべき等の特段の理由があるものについては、「品種銘柄」には設定しない。

これにより、「産地品種銘柄」だけではなく「品種銘柄」に指定された品種も含め銘柄の証明を受けることができる。

②です。「品種銘柄」の検査について農業者等から申請を受けた登録検査機関は、業務体制上の理由その他のやむを得ない理由がある場合を除き検査を行うものとする。

国は当該検査の円滑な実施に資するよう、品種の特徴その他の情報をホームページ等を通じて登録検査機関に提供する。また、国は登録検査機関からの個別の照会に対応できるようにするとともに、その事例を踏まえたガイドラインを作成して登録検査機関に広く周知する。

③国は育成者権の保護に配慮すべき特段の理由の有無を調査する等のプロセスを経て、農産物規格規程等を改正し、水稻うるち玄米について品種銘柄を設定する。

上記改正は順次行うこととし、初回の改正は令和3年中に行う。

以上が2点目の見直しの内容の産地品種銘柄に加え、品種銘柄を設定するという内容です。

そして、資料3の8番です。見直しの3点目ということです。ここは参考資料はありませんので、資料3の8番のところ、該当部分を読み上げさせていただきたいと思います。

現在、新たに産地品種銘柄を設定する場合には、2年間の栽培試験により農産物の特性等を把握した上で、銘柄の目視鑑定が可能であること等の要件を満たしたかどうかを確認している。

上記3のとおり、水稻うるち米の銘柄の検査を見直すことなどを踏まえ、①目視鑑定が可能であることという要件を廃止するとともに、②農産物の特性等を把握するための栽培試験について、1年に短縮することとするなどの産地品種銘柄の設定の簡素化を行いたいということです。

そして、9番でございますけれども、最後に産地品種銘柄の数が年々増大をしております、検査機関の負担が多くなっているという問題もありますので、解決をしてみたいと思います。内容を読み上げさせていただきたいと思います。

登録検査機関の業務の増大を招かないよう、取引ニーズのない品種銘柄・産地品種銘柄は、

速やかに廃止する。1年間以上検査実績が1トン未満の銘柄は、関係者の意見を聴取した上で、問題がなければ廃止をする。

以上、産地品種銘柄について、現在設定されておりますけれども、この品種の鑑定方法について、目視鑑定から書類による判定にする。そして、産地品種銘柄に加え全国レベルの品種銘柄を設定する。そして、産地品種銘柄の設定のときに2年間の栽培試験を求めておりますが、これを1年間に短縮するなどの簡素化を図ってまいるということが主な内容です。後ほど御意見を伺いたいと思います。

続きまして、資料4の御説明をさせていただきたいと思います。荷造り・包装規格の見直しについてというものです。

先ほど宇秋様から御説明がございましたような新素材がお米の分野にも生まれてくる可能性が高いということですので、このような時代の変化を見通して御議論させていただきたいということです。

内容について読み上げさせていただきたいと思います。

1番です。農産物検査における玄米の荷造り及び包装の規格については、フレキシブルコンテナを除き、麻袋、樹脂袋、紙袋、ポリエチレンフィルム袋についてのみ規定され、これ以外の材質の包装容器は使用が認められていない。

フレキシブルコンテナについては、材質についての制限はございません。

2番です。現在、麻・樹脂・紙・ポリエチレンフィルム以外の素材（例えば石灰石などの無機物）を主原料としたリサイクル可能でCO₂削減につながる新素材が開発され、玄米の流通においても、こうした素材の包装容器の開発と活用が進む可能性がございます。農産物検査においても、こうした新素材の包装容器にも対応できるようにすることが重要と考えられております。

3番です。このため、荷造り・包装規格について、現行の規格で認められていない素材（以下、「新素材」といいます。）の包装容器が活用できるよう、新規格を制定してまいりたいと思います。

4番です。新規格は、以下に掲げる項目について、現在最も流通量が多い第1種紙袋と同等水準となるよう設定する。また、量目について20キロ、30キロのいずれも可能とすることにしてまいりたいと思います。

そして、その内容ですけれども、①番、引裂強さ、②番、引張強さ、③番、伸び、④番、落下試験、⑤番、防滑性試験といった項目について、第1種紙袋の水準を測定し設定をしてまい

りたいということです。

そして、5番です。上記内容に基づき、具体的に設定すべき数値を検証した上で、令和3年度中に農産物検査規格を改正してまいりたいと思います。

なお、農産物検査法に基づく規定とは異なりますが、当然のことながら、別途、新素材の包装容器などに関しましても、食品衛生法などに基づく他法令の基準等に適合することが必要だということです。

以上、包装容器の見直しの内容について御説明をさせていただきました。

事務局からの御説明は以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。

資料3に基づいて銘柄の検査方法等の見直しについて、また、資料4に基づきまして荷造り・包装規格の見直しについて、事務局から御説明を頂きました。ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問、あるいは御意見を承ろうと思いますが、いかがでしょうか。どなたでも結構でございます。

○上原米麦流通加工対策室長 井村委員から御発言がございます。

○大坪座長 井村委員、よろしく願いいたします。

○井村委員

資料4の荷造り・包装の規格の見直しについて質問させていただきます。現在の1の農産物規格でポリエチレンフィルム袋というものが当然認められていますけれども、これが今現在どれぐらい普及しているのかということ、これに対する4番の第1種米袋と同水準となるようなとあるのですけれども、このポリエチレンフィルムについての基準、数値的な基準みたいなものがあるならば、それを教えてほしいということが一つ。

最後に補足ですけれども、透明の袋に入れた場合、玄米は日光に当たると胴割れしてしまいます。透明のものというのはなかなか適さないと思いますので、今回見直すに当たっては、この第1種の米袋と同水準にするということではなくて、もう一度現在に合うような基準を作った方が良いと思います。これは意見です。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。

御質問としては、普及状況に対する御質問と、ポリエチレンの場合の基準についての御質問でございます。2番目として、いろいろ日光に当たると劣化するような問題もございますので、その基準を現状の基準よりも新しいのを作ってはいかがかという御提案でございます。事務局

の方でお答えいかがでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。

まず、現在認められております素材でございますが、麻・樹脂・紙・ポリエチレンフィルムといったものでございますけれども、実態を調べますと、もうほぼ紙が大半ということでございまして、例えば麻ということであれば、北の方の産地で使われて、若干ながら使われているといった、ほぼ大半は紙の規格だというふうには認識をしております。ただ、まだ使っているところがあるということでもございますので、そこについて規制を定めていくという観点よりは、新たな素材に対応したものを、道を開いていくというような形で考えてまいりたいというふうに考えております。

その麻などのそれぞれ認められている素材の基準が今どういうふうに置かれているかということですが、これポリエチレンフィルムの規格、紙の規格、それぞれ定まっているということですが、紙などで申し上げますと、第1種紙袋から第4種紙袋という規格がございまして。それを見てまいりますと、例えば荷口の折り方が三重折りになっているとか、クラフト紙の何番を使うことになっているとか、かなり細かい内容が規定されており、今回、新素材でお示しをしたような強度とか、防滑性試験とか、そういう数字で何か定まっているということではなく、かなりその素材の指定がなされているといったような決め方をされております。例えば、クラフト紙の何番を使うとか、そういう決め方がなされております。

あと、紙袋であります。先ほど第1種から第4種紙袋というのがあるというふうに申し上げましたが、その他の紙袋についてもこれ定まっております。これ検査の荷役に耐えることができるというのが条件になっております。、かなり今現在使われることが認められている素材については、柔軟に使うことが認められているということでございます。

こういう中で、その4つのものについては使うことはできるのですけれども、新素材について農産物検査で使うことができないという状況がありますので、これについて規格を定めることにより、使えるようにしてまいりたいということです。

先ほど日光の観点がございました。これは例えば、「写真のフィルム」とか、あるいは「かつおぶし」とか、そういう紫外線でかなり劣化するものにつきましては、これはその基準があるものがあるということですが、精米の包装などを見てまいりますと、そういうものについて規格が定まっているというものではないということですので、やはり取引ごとに工夫されるということはあるとは思いますが、そこまでの規格が定まっているようなところはないと認識をしております。

こうしたことから、井村委員の御意見も踏まえながら、まず現在最も流通しております第1種紙袋と、これやはり同等の強さを満たさないといけないだろうということがありますので、こういうものについて数字を定め、これを満たすものについては、まずは使うことができるようにしてまいりたいと思いますが、もしそのほかに留意すべき事項などがございましたら、こういうことも確認しながら対応してまいるといことはあるかと思えます。

○大坪座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明で、新素材について道を開きたいというお考えをお示しいただきました。今のところ、その4種類のものしか認められていないということでございますので、今開発中の新素材について、一応一番よく使われている第1種紙袋と同等のレベルでということで、使用を認めてはいかがかという御提案でございます。

井村委員、いかがでございましょうか。

○井村委員 ありがとうございます。

ちょっと質問をうまく伝えられなかったかもしれないのですが、新素材として期待されている素材で、一番近いのがこのポリエチレンフィルムなのかなというふうに思いまして、ポリエチレンフィルムにも規格があり、今認められているポリエチレンの袋に規格があるならば、それと近づけてあげた方が、より新素材が普及しやすいのかなという思いがあります。

○大坪座長 ありがとうございます。

素材として近いポリエチレンの基準に近づけてはいかがかという御提案でございました。

事務局、いかがでございますか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。

そういう意味では、今回、石灰石由来の新素材ということで御紹介を頂きました。ほかにも恐らくいろんなやっぱり素材が念頭に置かれると思います。今後、その4つの素材しか今限定していない中で、それ以外の素材に道を開きたいと思っておりますので、そういう意味では、今回の御説明のような資材も可能性がございますし、それ以外にもいろんなものが出てまいるということも念頭に置きながら、それについて現在使われている強度とか、滑りやすさとか、これが満たしたもので設定をすることにより、安心して使っていただけるような状況を生み出してまいりたいというふうに思っております。

○井村委員 理解しました。ありがとうございます。

○大坪座長 井村委員、御理解いただけましたということで、ありがとうございます。

山崎委員、どうぞ。

○山崎委員 ヤマザキライス、山崎です。よろしくお願ひ申し上げます。

生産者の立場より銘柄の検査法の見直しと荷造り・包装規格の見直しの大枠の2つ案とも賛成です。賛成に伴い、案と重なる内容もございますが、幾つか御意見させていただきます。

全国で日々沢山の優良な品種が開発され、新品種が生産現場で採用されている中、検査官が目視で多くの品種を判断することには限界もあります。私たち生産者が毎日玄米を見ている、沢山の品種の判別は既に不可能です。品種の証明は先日確定した食品表示法の改正に準じた証拠書類で証明すべきと考えます。

選択肢が増えることは、生産者にとっても、とても有益と考えます。また、年々激しくなる気象変動に対して、生産現場では常に新しい品種を取り入れ、品質や収量の維持にも努力している中、今までは産地品種銘柄に登録のない新しい品種を生産すると、品種の表示ができませんでした。お米の品種を表示するために、やむを得ず生産する都道府県の既存の古い登録品種を選択し、年によってはひどい高温障害が出て経営に大きく響いた年もございました。

私たち生産者は、想定以上の気象変動に対して、春からの作付けの品種選定を古い品種で一か八かみたいながあつてはならないと思います。また、時代のニーズに合った品種を選択銘柄として県に登録を掛けたこともございましたが、3年も掛かり、4年後に生産を大きく伸ばそうとしたときには、既に一世代昔の品種となってしまうこともございました。

私たち生産者は、新品種によって、見た目も良く、おいしいお米を生産しても、消費者の方々に品種をうたえないという歯がゆい思いをずっとしてまいりました。銘柄表示の改正は各都道府県が力を入れているブランド品種を守ることを尊重しながら、消費者の皆様により良いお米をお届けし、消費の拡大にもつながるよう、銘柄についての取扱いは、より合理的かつシンプルでスピーディーにさせていただきたいと思います。

また、このような銘柄の取扱いの改正をきっかけに、日本産として都道府県を飛び越えた輸出拡大にもうまくつながってほしいと思います。

荷造り・包装規格については、当初から御意見させていただいておりますが、私たち生産者は、農産物検査において素材や量目が限られており、選択肢がないことから、第1種紙袋の強度水準に素材に対しての新規参入を推進することも重要と考えます。もしかしたら、持続的社會を見据えた環境に優しい素材があるかもしれません。入れておくだけでも食味の上がる素材があるかもしれません。水分が飛ぶことで余マスの問題が出ましたが、玄米が呼吸をしながら、水分が全く飛ばない素材があるかもしれません。もしかしたら、1年たっても玄米が酸化しない素材があるかもしれません。もしかしたら、もう紙の紐で検査袋を縛らなくてもいいのかも

しれません。コストの問題もございますが、強度を保ち、素材の枠をなくすことにより、多種多様な生産や販売方法も可能となります。

夢のような話かもしれませんが、私たち生産者は素材の力によって経営が変わるかもしれません。食品衛生と強度等が保たれるのであれば、素材や荷姿は自由にすべきと考えます。ありがとうございます。

○大坪座長 山崎委員、ありがとうございました。

大規模農家のお立場から銘柄の見直しにつきましては、新品種の選択の幅が広がりますし、短期的に早く使用できる。そして、生産、消費、両者の皆様にとってメリットがあるし、輸出拡大にもつながるということで御賛成を頂いております。

また、荷造り・包装につきましても、今まで第1種紙袋が主でしたけれども、それ以外の新素材による新規の包装容器の開発、使用につながるのではないかとということで、賛成のお言葉を頂きました。

これにつきまして、事務局からは何かコメント、お答えございますでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。

そういう意味では、山崎委員おっしゃったとおり、この産地品種銘柄の銘柄検査の見直しによりまして、新しい品種についても証明が打たれる、こういう農業者の選択の幅を広げるといことはあると思いますし、それが輸出の拡大ですとか、そういうところにつながることになれば、これは大きな意味があることだと思います。

また、包装容器の規格につきましても、委員おっしゃったような、いろんなやっぱり将来性のある新素材が多々開発が進んでくるというふうに思いますので、荷造りの方法が変わりますとか、あるいは玄米の長期保存が可能になったり、そういう水分の蒸発が防げる、かつ保存性が富むとか、そういう新素材の開発もあり得るとは思いますので、そういうことを、時代のそういう時代であることを認識しながら、今回新素材も使えるように進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございました。

山崎委員、よろしいでしょうか。

○山崎委員 ありがとうございました。

○大坪座長 ありがとうございました。

それでは、飯塚委員が挙手していらっしゃいます。どうぞ、飯塚委員、よろしく願いいた

します。

○飯塚委員 飯塚です。どうもありがとうございます。

資料3について意見と提案、資料4について質問が2つあります。

まず、資料3の銘柄の検査方法の見直しについてですが、目視鑑定から改めようということに関しては賛成というか、大賛成でございます。もともと鑑定は難しいわけですから、むしろ、それよりも、消費者なり取引関係者が分かりやすい十分な情報を与えられて選択するようにすること、しかも、将来スマート・オコメ・チェーンなどが発展してくるわけで、そのときにそういう情報を使って選ぶ方が、不確かかもしれない銘柄指定よりはずっとよいと思いますので賛成でございます。これは進めるべきだと思います。

その次に、7から9のことに関してですが、銘柄の決め方に関して、銘柄のメニューが変更されることが考えられ、もちろん新しい品種は出てくるだろうし、廃止もあるだろうし、それに育成者権を行使するかしないかを変更するかもしれないわけで、定期的に見直しする必要があり、すでに考慮されているのですが、どこか一文に入れておいた方がよいと思いました。これは提案でございます。

それから資料4についてですが、まず機能要求にしようということね。これには賛成でございます。大体規格において材料や機構などの機能実現手段で規定するというのは、かなりの根拠があるときにすべきです。むしろそれよりも、目的を達成するための最低限の要求事項を規定すべきです。資料4の4には要求特性が5つ書いてあるんですが、これで必要にして十分かということに関しては、ほかの材料との比較とか、これまで使ってきた紙など4種類の材料が果たしてきた機能を考慮して、最低限これだけは満たさなければならないという特性について決めておく必要がと思いました。耐熱性は平気なのかなとか、光のことが問題になったかとか、あるいは耐化学的特性というか、酸とかアルカリに対してはどうなのかなとか、気にしなければいけないことに関して最低限の要求事項にすべきで、それを過不足なく決めるための検討をどのようににするつもりなのかということが質問の内容です。

もう一つの質問はフレコンのことです。J I Sで決まってるそうですが、それで1トンぐらいのお米の袋に使ったときにJ I Sの規定を満たしていれば十分に使えるものなのかどうか、それからこれから決める20キロ、30キロのお米の袋の規格との関係で、同じような要求になっているのだろうかという質問です。

以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

資料3につきまして、目視から書類鑑定ということは大賛成というお言葉を頂きました。あと、銘柄メニューが変更していくことに伴いまして、定期的に見直しをするという表現を加えてはどうかという、これ御提案でございます。

また、資料4につきまして、機能で規定することに賛成いただいております。項目として耐光性、耐酸性、その他過不足なく決めることが必要である、どこで決めるのかという御質問でございます。それから、フレコンにつきましても、その規格について御質問がございました。

以上でございますが、事務局の方からいかがでございますでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 飯塚委員、ありがとうございます。

まず、目視から書類については御賛成を頂いているということですが、まずその産地品種銘柄、そして品種銘柄の見直しについての御質問がございました。まず、品種銘柄につきましては、現在、産地品種銘柄に記載のある品種、これについて品種銘柄にしていくということを基本として、育成者権などの状況を踏まえて設定を進めていくというのが、まず直近でやらなければいけない項目でございます。飯塚委員がおっしゃったのは、その次の定期的な見直しということですので、当然やらなければいけないと、そういうことであると思いますが、御意見を踏まえて、これ次回にまた御検討いただけるように所要の検討を進めてまいりたいと考えております。

そして、包装規格の方ですが、まず、井村委員からの御意見ございました。これ今お示した5項目で十分なのかどうかということにつきまして、これはまた検討してまいりたいというふうに思います。過度な規格になってしまいますと、またがんじがらめになってしまうようなことになってはいけませんので、そのお米の包装規格として何が必要かということをも事務局でも考えさせていただき、次回、御議論いただけるように準備を進めてまいりたいと思っております。

そして、フレコンについての御質問がございました。委員おっしゃったとおり、フレコンにつきましては、J I Sで定めてあるということですし、また、フレコン工業会が認証マークを出しておりますが、このJ I Sに準拠したものについて、フレコン工業会の認証マークが付けられるという仕組みがございます。

このフレコンのその認証に当たりまして、J I Sのところ、これはまた次回御説明をすべきだと思いますが、量目についてもフレコンの中に入る重さがどれぐらいのものが入るかということも踏まえて、そのフレコン自体の強度ですとか、あとそのフレコンをつり下げるときの紐の強度ですとか、そういうことが定まっているというふうに理解をしております。

こういうことから、そういうものが満たされれば、素材については問われていないということでございますので、今回新素材の規格についてもそのような形にしていきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

飯塚委員、今の事務局のお答えでいかがでございましょうか。

○飯塚委員 どうもありがとうございました。

フレコンに関しては、J I Sで決まっているもので、お米に使っても大丈夫かどうかということをご十分確認してほしいということでございます。J I S規格適合がお米の袋としても適合することを確認しなければいけないと思った次第でございます。

以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

それでは、先ほどの表現につきましても、次回、事務局として検討いただいて、また修正されるかどうか事務局案を御提示いただくということでございます。飯塚委員、ありがとうございました。

○飯塚委員 どうもありがとうございました。

○大坪座長 ほかの委員の皆様、御意見、コメントいかがでしょうか。御二方、手を挙げられましたね。では、順番に進めさせて……

○上原米麦流通加工対策室長 千田委員、森委員、そして岩井委員が手を挙げられていらっしゃいます。

○大坪座長 そうですか。それでは、今お言葉のあった千田委員からお願いいたします。

千田委員、どうぞ。

○千田委員 千田みずほ、千田でございます。

まず、資料3の銘柄の検査方法等の見直しについては、全く異論ございませんし、この形で是非進めていただければ有り難いと思っております。

それから、資料4の荷造り・包装規格の見直しに関しては、基本的には全く異論ございません。ただ、素材に関しては、食品に直接触れるので、その安全性を示す、MSDSが確認ができる体制を取る必要があるということと、お示しいただいた1から5までの伸びとか落下試験とか、これで本当に全部が足りるのかを、再度検討する必要があると思います。

さらに、一番大切なことは、その材質もさることながら、縦、横、高さのサイズと、それか

らそれに伴う形状、これをできる限り統一をしていただきたい。自分の特徴を出すために、私たちはこういうところにこだわりましたとあって、違う形のものを作ったりすると非効率になります。今、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型などがあるので、そんなにいろんなものは出てこないと思うのですが、例えば1パレットに何個積める、トラックに、どういうふうに積めるか、積載効率はどうか、パレット効率はどうか、などを考慮した形にすることによって、無駄なコストが省けると思います。特に玄米の場合は原料ですから、無駄なコストは掛からない方がいい。そのところを是非織り込んでいただくと有り難いと思っております。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。

銘柄鑑定については御賛成を頂いております、それから2番目につきましても、基本的には賛成をいただいておりますが、1点、食品を包装するという事で、その安全性の観点を重視していただきたいということが1点と、今回お示しいただいた5つの基準だけでいいのかどうかということがございますね。最後の一番大切な御提案ということで、原料ですのでコストダウン、積載効率などを考えたサイズ形状の統一を図ってはいかがかと。これは御提案と伺いました。

事務局、いかがでございましょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。

まず、食品の安全性につきまして、これは農産物検査とはまた別の仕組みということではあります、例えば食品衛生法の中で、これは塩化ビニールなどを使う場合は、こういうポジティブリスト制が導入されてまいるとのことだと思っております。そういうポジティブリストに載っている材質により担保されていくということだと認識しておりますので、そういう該当するものを使われる場合は、そのリストに載っているもの、これをお使いいただくということが担保されていると理解しております。当然、その米の包装においても、農産物検査規格に定まっている要件のほか、食品衛生法など、関連法令の基準を満たしていただく必要があると考えております。

そして、①から⑤に書かれている項目で十分なのかというところ、先ほどの御議論と同様でございますので、また整理をしてまいりたいと思います。

その大きさについて、御意見がございました。これは、その物流の効率化のためにどのようなサイズがいいのかという視点、確かにあると思います。また、一方では柔軟性をある程度持たせるということも、新素材が活用されていくときには、その新素材に応じたまたサイズなり

出てくるかというところもあると思いますので、ちょっとその両面を念頭に置かせていただきながら考えてまいりたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

千田委員、よろしいでしょうか。次回もまた。どうぞ。

○千田委員 ありがとうございます。

いわゆる1から5に関しては、もし不足というか、不具合が出た場合に、柔軟にいろいろと検討をして、また追加したり変更したりができるようにしておけば有り難いと思います。それから、形状に関しても、永遠の課題として、常にPDCAを回しながら、それを改善していく余地があればいろいろな意味でいきていくと思いますので、是非よろしく願いいたします。

○大坪座長 柔軟に御対応いただきたいということでございました。千田委員、ありがとうございました。

それでは、次に挙手がございました会場の方から。

○上原米麦流通加工対策室長 岩井委員、森委員、そしてその次に藤代委員も御発言を求められていらっしゃいます。

○大坪座長 分かりました。それでは、今頂きました順番でまいりましょう。岩井委員、森委員、それから藤代委員と御三方、順番に御提案、あるいは御質問いただきますので、まず、岩井委員、いかがでございましょうか。

○岩井委員 ありがとうございます。

我々は輸出企業でございますので、銘柄の検査方法の見直しについて、実需者の観点から要望をお伝えします。私どもの最初の輸出品のお話をさせていただきますと、当時、我々は国内店舗に使用する特別栽培米を1俵2万4,000円で購入していました。そのような中、井村さんが「みつひかり」というブランドで、しかもオーガニックで1万2,960円という、ほぼ半額の値段で海外米を出すと申し出て下さいました。これはまたすごいことを考える人だなというのが最初の印象です。ただ、私どもが心配だったのが、その「みつひかり」というブランドが果たして海外で通用するのだろうかということです。「コシヒカリ」だったら誰でも知っているとは思っていたのですが、実際持っていってみると、「コシヒカリ」も「みつひかり」も誰も知りませんでした（笑）皆さん、ジャパンブランドを信用して買っていたのです。「ジャパンブランド」は「美味しい」「安全」だと。しかも井村さんはJAS有機基準でUSDAオーガニック基準も両方取られていました。やはり日本のお米は品種や銘柄に拘るのではなくて、

「ジャパンブランド」というくくりで「美味しい」「安全」という価値を作るべきだと感じました。前々より、お米のスマートフードチェーンにおいても、我々にとって美味しさの絶対基準、絶対規格を作っていただくことが、輸出において、大きなバックアップになるということをお願いしておりました。また、生産者からもいろんな品種を作りたいというニーズがあります。例えば、秋田県だと今は、「ちほみのり」という非常に食味に優れた多収米の品種があります。現在は、当時1俵2万4,000円一律で買っていた値段を、有機は3万円、特別栽培米は2万1,600円で引き取っております。輸出入米に関しては、井村さんが始めた1万2,960円というのがベースになっています。ただ、そこに新規需要米の補助金が付くものですから、農家さんからすると、市況よりは高く売れるので協力していただいているという現状です。そのときに、検査方法とか、いわゆる産地銘柄などの決まりによって、作りたいものが作れないという声も聞きます。これは農家さんの作る自由性を阻害しているのではないかと思います。

検査方法の見直しによって、栽培試験も2年から1年に短縮できるのであれば、是非お願いしたいです。時代はスピードが命ですから、ここに早く対応できるということと、先程、山崎さんの意見にもありましたように、3年たったなら完全にもうブランドは終わっています。いかに良い品種に早く取り組んで、それを海外に発信していくのかが、世界から求められています。我々おむすび権米衛はこれから世界1,000店舗、2万トンのマーケットを作るわけですから、栽培試験の短縮は大きなメリットです。これは是非とも改正の方向で進めていただきたいというのが、最後のお願いでございます。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。

岩井委員からは、輸出など、非常に御活躍している中から実感としてそのジャパンブランド、安心でおいしいお米ということを目指していこうと。そのためにスマートフードチェーンも頑張っていこうということで、そのためには、農家の方が多様な品種を作れるように、また、いろいろ迅速にいい品種を選べるようにということで、この今回の銘柄鑑定のその簡素化、迅速化については大賛成ですと、こういった応援のメッセージを頂きました。岩井委員、ありがとうございました。

○岩井委員 ありがとうございます。

○大坪座長 それでは、続きまして、森委員、お願いいたします。

○森委員 ありがとうございます。日本生協連の森でございます。

資料3の銘柄の検査方法等の見直しについてで、3点ちょっとお願いがあります。

1点目が、資料3の4番の項目で、農業者等から提出させる書類は具体的に明示するという
ことで、先ほど山崎委員からも少し触れられていたと思いますが、さきの前回ここで消費者庁
さんから御説明のありました食品表示基準の改正の中で、根拠資料というのが示されていたと
思うのですけれども、これと是非同一のものとしていただきたいと。販売者のところまで関わ
ってくる書類になりますので、関係者が混乱しないようお願いをしたいと思います。

それから、2点目が資料3の2ページの7番のところですね。品種銘柄について、①の5行
目ぐらいですか、原則として「品種銘柄」としても指定をする。ただしと、ただし書がありま
すけれども、この場合の指定の方法なり指定をする、しないについて、選択、基準ですかね、
基準などを明示していただいて、恣意的にならないようお願いをしたいと思います。

3点目が、ちょっと私の認識が間違っていたら御指摘いただきたいのと、この検討会の検討
範囲ではないとは思いますが、参考資料3番の銘柄証明について、新潟県で「にこまる」を作
った場合というふうにあります。この場合の最終的に精米製品、家庭用精米でもいいのですが、
三点表示のところ、
「新潟県産にこまる」というふうに書けるのかどうか。恐らく、米トレ
サビリティ法のトレサ情報、いわゆるトレサの伝票から産地を持ってくれば書けるとは思いま
すが、先ほどと重なりますけれども、食品表示基準の改正の中で、前回農産物検査証明による
というようなことが一括表示の中で書けるようにはなりましたが、例えばこの「新潟県産にこ
まる」の場合ですと、この新潟県は農産物検査の証明にはよらないので、この部分は米トレサ
情報によるというような書き方が必要なのかなとちょっと危惧を思っております。この辺は、
今回のこの検討会のテーマではないのですが、消費者庁等と情報連携をお願いしたいと思います。

以上、3点でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

資料3に基づきまして、4番ですね、その農家が提出される根拠資料、これをできれば消費
者庁さんの同一の資料で使えるようにしていただければ有り難いというお願いでございます。
それから、7番につきまして、指定されるか、されないかということについての基準を明示し
ていただきたいという御提案でございます。最後に、参考資料3につきまして、「新潟県産に
こまる」という表示ができるのかどうか、その辺のことについてお答えいただければというこ
とでございます。

以上、3点でございますが、事務局いかがでございますか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。お答えさせていただきます。

まず、農業者から提出を頂く書類、どういうものかということでございます。食品表示基準の今回改正が3月17日に行われたということでございまして、そこでは書類を保存することを要件として、農産物検査を受けなくても三点セットの表示が可能になったという、この7月から可能になるということでございますけれども、前回、消費者庁の方からこの検討会で御説明を頂いた、森委員おっしゃったとおり、その中で求めていらっしゃるものとして例示がございましたのが、例えば種子の購入記録であったり、あるいは栽培記録、品種が書かれている栽培記録などということでございました。混乱がないように、やはりこういう資料が基本になるというふうに思っております。現場の実態も踏まえながら、そのような食品表示基準で求められている資料と、なるべく合わせるようにしてまいるように努力してまいりたいと思っております。

そして、2点目です。産地品種銘柄、品種銘柄の設定に当たって、その設定のプロセスについて恣意的にならないように、明確に示していくべきという御意見いただきました。現在の産地品種銘柄につきましても、具体的に定めるときの手続などに関しまして、基本要領で定めているということですので、この品種銘柄について、国が育成者などに権利の侵害が起こり得るのであれば、品種銘柄にしないというプロセスを得てまいりたいと思っておりますので、このプロセスについても透明性を持って行ってまいりたいと思っておりますので、こういう基本要領に書くなど、そういう対応をしてまいりたいと思っております。

そして、次に今回の品種銘柄について、例えば新潟県産のにこまる、新潟県で作られたのにこまるについて、食品表示基準の制度上、どういうふうに精米表示がなされるのか、またその確認方法についても併せて御質問いただいたということでございます。

まず、本件について、新潟県のにこまるという品種の証明を受けたものにつきましては、森委員おっしゃったとおり、農産物検査において、のにこまるという品種が証明され、また、米トレーサビリティ法に基づく産地情報の伝達義務がありますので、こういう情報に基づき、新潟県産という、その情報が伝達されることになるということです。

これを合わせますと、農産物検査証明による品種情報、品種の証明と、あと米トレーサビリティ法に基づく産地情報が記載された書類の保存義務、これを合わせますと「新潟県産のにこまる」という表示が可能になるということでして、この点、消費者庁とも意見交換をして確認しております。

なお、確認方法に関しましては、確認方法の表示につきましては、森委員おっしゃったとおり、農産物検査証明で品種の名称が確認でき、トレーサビリティ法に基づく書類で産地の情報

が確認できるということですので、このときにその確認方法をどういうふうを書くかということについては、おっしゃったとおり、消費者庁と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

森委員、今のお答えでよろしいでしょうか。

○森委員 はい、書類のところはなるべくではなくて、同一のものでお願いいたします。

○大坪座長 改めて御要望いただきました。森委員、ありがとうございます。

それでは、順番に応じまして、藤代委員、お待たせしました。よろしくをお願いいたします。

○藤代委員 すみません、簡潔に申し上げます。

資料自体については賛成でございます。意見はございません。

1点、包装規格について、この5項目でいいのかどうなのか御意見ありましたが、私は基本的にこれは破れなければいいというのが必須で、それを表示するための種類としてこの5つを出しているの、端的にいうと5つで多いか、少ないかの議論があります。そこは必要に応じて破れないために、例えば各メーカーが僕たちはこんな機能を持っているんだ、むしろ各メーカーのPRをいかす意味では、私はまだ、こう言ったら怒られますが、少なくともいいとは思っています。そこは増やせばいいとなってくると、私も過去JISで経験して、増やせば増やすほど、結局技術が発展してくると変わってくるので、そこを変えるのがまた一苦勞というのがございます。

したがって、私は、確かに心配なのはよく分かりますけれども、かといって、それはバッグを作る人の自己責任なので、そこは余り細かく決め過ぎない方が国際的にもいいと思います。

もう一つは、寸法についても同じで、確かに寸法を決めればいいのですが、私どもパレットの国際標準化で難儀しまして、パレットは国際流通品なので、パレットはやっぱりいろんな貨物が乗るので本当に統一しなきゃ駄目なんだけれども、一旦それぞれの国で決めちゃうと、もうほとんど融通が利かないので、むしろお米も今後輸出するのであれば、むしろその海外の需要というのがあるので、基本的にはよく言うんですけれども、エッセンシャルリクワイアメント、必要最低限だけ定めて、あとはむしろほかに表記したい事項があれば事業者が自ら表記することといったような、いい意味でのフレキシブル性があつた方がいいのではないかと思います。

多分、TBMさんもお客さんに応じて強度を変えているはずなので、そこはむしろ各メーカ

一の積極性を重んじるということで、項目は必要最低限、寸法、形状も必要最低限がいいのではないかと考えております。

すみません、以上でございます。

○大坪座長 藤代委員、ありがとうございました。

御提案に対しましては、基本的に賛成を頂いておりまして、項目、寸法などにつきましては、余り細かく決め過ぎないで柔軟性を持って、特徴があればそれは任意表示のような形でPRしていけばいいのではないかとこの御提案でございます。

事務局の方いかがでございますか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。

御意見を参考にさせていただきながら、また考えさせていただきたいと思っております。

○大坪座長 ありがとうございます。

○上原米麦流通加工対策室長 栗原委員が御発言でございます。

○大坪座長 栗原委員、お待たせしました。よろしく願いいたします。

栗原委員、お願いいたします。

○栗原委員 ありがとうございます。

それでは、ちょっと意見とか要望をお話しさせていただければと思っております。

まず、資料4でございます。荷造り・包装規格の見直しの関係ですけれども、その新素材の包装容器に対応できるというようにするという事は、今後やはり先ほどから皆さんがおっしゃられるように、非常に重要なことだと思っております。

4番のところ、第1種紙袋と同等水準となるよう設定するという事で、①から⑤ということで整理がされておりますけれども、我々流通業に携わる者としては、やはりその素材だけのそういう確認だけではなくて、やはり保管したり輸送したりするという事も踏まえて、メーカーとか供給者に対して、例えば実際に使用した場合、多段積みされた際に、最下段の袋がそういうのに耐えられるかとか、そういう確認する堆積試験をしっかりとメーカーに指導するとか、あとその袋に充填して、それで保管、出荷段階まで、様々な外的衝撃があると思っておりますが、そういうのを実試験して、保管時にしっかりと流通が耐えられるかとか、あと保管し過ぎたときにカビなど、そういうもののおそれもございますので、そういうのにもしっかりと耐えられる、そういう試験をメーカーとか供給者に課し、指導してほしいなと思っております。

さらに、⑤の防滑性試験でございますが、これは是非製品の、物を入れて、それでしっかりと試験みたいなのをするように、メーカー、供給者に指導を行って、それで新たな素材が広ま

るようにしてほしいなと思っております。いいことだと思っておりますので、是非そこら辺を、事故とかそういうものにつながるおそれもございますので、例えば滑って、多段積みしたら滑ってしまって、それで作業の方が骨折したり災害を起こすことも想定されますので、是非お願いしたいなと思っております。これが資料4でございます。

資料3についてでございます。その資料3の3、4のところで整理がされていると。今から審査方法を書類だけにしましょうということを書いてございますが、今、農産物検査、栽培記録とその参考資料にも書いてございます、1枚目に。初めに主な書類で把握ということで、農水省さんに参考資料1で書いていただいて、それで目視鑑定を行うという、そういう段取りになっていると思いますが、だから、その初めの書類についてはしっかりと今も生産現場で活用させていただいているという状況だと思います。

生産現場のところは、生産者の方が大規模になっておって、品種をやっぴり増やしておるという状況もございまして、そういう中ではやっぱり銘柄を誤って受検してしまうということも想定され得るのが今実情になってきているのかなと思っております。

そういった中で、やっぱり目視が資料3の②にあるように、目視による銘柄鑑定の困難度が増していることが指摘されているということは、確かにそのとおりですけれども、今、銘柄、目視でやっておって、そういうのが例えば、誤って生産者が持ってきたときにもしっかりと、ああ、これは違うよと、目視によって。そういうのが銘柄相違を防止する、そういう役割も担っているというのが今の状況だと思っております。

だから、もしこのように、もう書類だけでいいよという話になってしまうと、万が一、その故意ではなくて、万が一、誤って生産者の方が受検した場合、誤って銘柄を持ってきてしまったと。でも、書類は整っていますよという場合、この銘柄証明せざるを得ないという事態にも陥りかねないと。そうなると、結局は流通業者の方とか実需者の皆さんとか消費者の皆さんにまで、やっぱりこの農産物検査の信頼性が非常にやっぱり失墜してしまうことも想定され得るなと思っております。

そういうことから、その書類による審査方法に見直すというのを否定するわけではございませんが、この書類審査だけにしてしまうのではなくて、例えば御存じのとおり、各県で必須銘柄とか、あと選択銘柄ということで分けて整理をされていると思います。必須銘柄については、もうしっかりと生産現場で目視で確認できておりますので、そういうものについては目視も鑑定も可能だというようにしてはどうかと思います。それが1点目でございます。

2点目の7の項目のところですけれども、ちょっと全国の共通の品種銘柄の関係の話です。

今、規制改革実施計画の中で、ナラシ交付金とか、水田活用等の交付金の助成対象数量の確認は、農産物検査以外の手法でも可能というようにすると。また、先ほどからもお話があった未検査米が原料の精米などでも、年産、産地品種の食品表示が可能となるようにということで整理がもうなされていると思っております。

でも、そういう補助金とか制度、表示制度が改正されるという中で、この見直しの根本的に今回、産地がない銘柄だけの証明というのをやるのは、どういったケースでそういうのが必要とされているのか。そういうのをもう農水省さんが知っているのであれば教えていただきたいなと思っております。そういうのはすごい大きなニーズになってそういうのがあるのかどうかなど、教えていただければというのが1点目。

あと、2点目は、7の①のところの育成者権等で限定されなければ、産地銘柄に掲載されている全ての銘柄が全国どこでも証明可能な銘柄にするとしているのですが、例えば令和2年産の水稲うるち米の検査では、310銘柄の実績があります。今の①の考え方で整理されるとなると、例えば200以上の銘柄が掲載されてしまうということになりかねないと思っております。だから、この銘柄の設定に当たっては、生産者の申請がある場合など、必要のある銘柄に絞ってやってはどうかというのが意見でございます。

あと、7の②のところですが、登録検査機関が検査請求に適切に対応できるように、しっかりと国として品種の特徴などの情報提供をやっていただければと思っております。

あと、8番のところですけれども、新たな銘柄設定のところですけれども、3ページの①、②ということで整理がなされています。目視鑑定が可能であることという要件を廃止するということがされていますが、新たな銘柄設定をする場合は、やはり目視による確認が可能な場合は、目視鑑定も可能とすべきなのではないかなと思っております。国が全国共通銘柄の品種特性の情報を提供すると、先ほどもしっかりやってほしいと言いましたが、そういう情報提供する、この基の情報が①の目視鑑定が可能であるという要件を廃止してしまうと、把握できるのかな、そこら辺がどういう整合性で整理されるのかなというのが、ちょっとお聞きしたいなと。

あともう一つは、1年に短縮すると書いてございますけれども、栽培試験。できれば、今非常に天候不順とかいろいろございますので、全国で。1年に必ず短縮するというように本当に規定していいものかどうか、そういうことが、例えばその品種特性が把握できない場合も想定され得ますので、そういう場合の対応をどうするのかというのもしっかりと整理、例えばそういうような特性がやっぱり把握できないという場合は、2年に延長するとか、3年に延長するとか、逆にそういうことも整理をしていただきたいなというのが思いでございます。

いずれにしても、我々としてこの銘柄の検査方法の見直しについては、この方向性でやられるという整理をされるということであれば、是非意見を踏まえて、何らかに対応いただくように配慮いただきたいと思います。

以上でございます。

○大坪座長 栗原委員、ありがとうございました。

沢山の御提案を頂きまして、私もちょっと理解不足かもしれませんが、資料4につきましても、多段積みですとか流通段階の試験、米を入れて試験をされる、こういった実用試験を行っていただければという御提案だったと伺いました。

特に御意見の多かった資料3でございますね。こちらにつきましても、審査を書類審査にするということですが、それは現行も行われておりますので、誤表示を防止するとかいうことで、全体を否定されるわけではないのですが、県の必須銘柄などについて目視も可ということはどうかという御質問でございます。それから、品種銘柄の設定のメリットについてお聞かせいただきたいと。それから、育成系統につきましても、必要な銘柄に絞ってはいかがかという御提案ですね。非常に310銘柄、200銘柄と数が多いので、必要な銘柄に絞ってはいかという御提案と伺いました。それから、国による情報提供の御努力を頂きたいという御依頼と、それから、新たな品種銘柄の設定に際しては目視も加えてはいかという御提案ですね。それから、栽培試験を1年に短縮するということが基本的に反対はされていないのですが、天候不順のような場合には延長も可能なかどうか、その辺の限定的な決定なのか、特定なのかということをお質問、御提案と伺いましたが、事務局の方からお答えいただければ幸いです。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。

まず、包装容器の方から御意見を伺いました。これは先ほどの議論ともつながって、ほかの委員の御意見ともつながってくるものだと思います。農産物検査の規格としてどこまで定めるのかということ、まずそこの大前提があると思いますし、その農産物規格ではないのですが、その下の例えば何らかの指導ですとか自主的な部分ですとか、いろんな段階がこれあるように思います。現在においても、例えば第1種紙袋におきましても、それから農産物規格で定められているものというのは、クラフト紙の何番を使うとか、そういうことですが、それを超えて、また自主的にその販売に当たって、いろんな積み上げ試験をされていらっしゃる、そういうところが取り組まれているということもあると思います。

先ほどの藤代委員の御意見なども踏まえながら、やはり規格を沢山置いてしまいますと硬直的なものになるということもございますので、総合的にちょっと考えさせていただきまして、

また次回御議論いただきたいと思います。

次に、銘柄の検査方法の見直しについての御意見をいただきました。まず、書類について現在も御活用、検査においてされていらっしゃるという御紹介を頂きました。また、銘柄について、やはり書類のみでした場合に、誤ってほかの品種が証明されてしまうおそれもあるという御懸念があるということであったと思います。検査の段階におきまして、やはり農業者から提出されている書類がしっかり書かれていらっしゃるかと、あるいは品位検査などにおきまして、これは明らかにその品種が違うとか、気付かれた場合には、やはり品種の証明というのは通常であってもこれはされないということに対応されているというふうにも思っていますので、そういうネガティブチェックができるようにという観点もございまして、このために、その資料3の中にも書かせていただきましたが、国の段階でこの登録検査機関に品種に関する情報を御提供するというふうに書かせていただいているところでもございます。ここをまたしっかり提供していくべきだという御意見も頂きましたので、そういうことも念頭に置きながら考えていく必要が、しっかりやっていく必要がある思っております。

御提案の中で必須銘柄については目視でこれ鑑定をやってはどうかという御提案ございました。これについても、またいろいろ伺いながら、これはまた実情がどうなのかとか、必須銘柄については目視でしっかり対応できるのかどうかとか、いろんなところをちょっと踏まえながら、また御提案を受けて考えさせていただければというふうに思います。また次回御議論いただければと思っております。

あと、資料3のところに関しまして、8番のところでございますけれども、産地品種銘柄の設定に当たりまして、今、私どもから書かせていただいておりますのが、産地品種銘柄にやるときに、目視鑑定がその県で作られているほかの品種と目視により見分けることができる品種でないと産地品種銘柄にできないということになっておりますので、これを廃止したいというふうに思っているということでございますが、これは先ほど必須銘柄については目視を残してはどうかという御提案もございましたので、その辺りの検討とちょっとつながってくるころもあるかと思えます。また、よく御見解を伺いながら、これ次回にまた御議論いただければと思います。

②番のところの栽培試験について1年に短縮をしてみたいということですが、これも品種の目視での鑑定から書類での検査にするという流れの中で、その産地品種銘柄にするときの品種の特徴の把握について、1年に短縮してはどうかということでございますが、例えば天候不順によりまして、その品種の特徴が把握できなかったというような場合には、やはり産地品

種銘柄の登録の申請の内容が書けないということだと思しますので、こういう場合はやはり異常気象で把握できなかった場合は次の年にやっていただくとか、そういうことが必要なのではないかと考えております。

また、そういう意味では、次回整理して御検討いただくことも多々あるかと思しますので、その辺り、本日の御意見を踏まえて、また意見交換させていただければと思います。

以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

栗原委員、よろしいでしょうか。

○栗原委員 ありがとうございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

ほかに委員の皆様の中から御質問、コメントいかがでございますか。よろしいでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 栗原委員が御発言でございます。

○大坪座長 栗原委員、どうぞ。

○栗原委員 すみません、最後にちょっと3ページの9のところですけども、1年間以上検査実績が1トン未満の銘柄と書いてございますけれども、1トンにした根拠というのは何なのかなと思ひまして、そこら辺をちょっと教えていただければなと思います。

それで、県によってはすごいやっぱり大きな生産量の多い県と小さな県もあったりして、それを画一的に1トンという整理をするというのも、例えば県ごとに決めるとかというのでもいいのかなみたいな思いもあるなど。意見でございます。

○大坪座長 銘柄廃止の基準に関する1トンということに関する御質問というか、御意見でございます。

事務局はいかがでございますか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。

そういう意味では、令和元年の水稲うるちの検査実績を見てまいりますと、検査の実績がなかったものが39銘柄ございます。一方で母数となります品種の数でございますけれども、288品種があるということでございます。288のうち検査の実績がなかったものが39ということでありまして、これを更に1トン以下としてまいりますと、さらに21銘柄、1トン以下の検査実績のものがあるということです。やはりニーズのない品種については検査現場の負担も軽減するために、これは廃止をしていくということが必要だと思っておりますので、実績がないものだけではなく、さらにその量が少ないものについても、そういう廃止のプロセスに乗せていけ

ればということで、トン数でいうと最低限の1トン以下でみると、21銘柄があるということで、実績がないものだけではなく、更に増やしてはどうかという視点で書かせていただいたものでございます。

御意見を踏まえて、例えば1トン以上のものについても合意が得られるものについては廃止をしていくとか、いろんなことを検討すべきかなというふうにも思いますので、この辺りもまた次回、御議論いただきたいというふうに思います。

○大坪座長 栗原委員、いかがでいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

○栗原委員 ありがとうございます。

○大坪座長 ほかに皆さんよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、資料3及び資料4に記載した内容につきまして、基本的に強い反対意見はありませんでした。それを進めるに当たっての留意点についての御意見が中心だったと思います。

このため、この方向で進めたいとは思いますが、事務局で本日頂きました委員さんの御意見を踏まえまして、資料に記載の事項を整理し、また御質問にお答えする形で次回の検討会に示していただきたいと思います。

例えば、包装容器の定量的基準でございますとか、飯塚委員から御提案のありました定期的に見直しをするという事項でございますとか、それから、栗原委員から御提案のありました必須銘柄の目視鑑定、あるいは先ほどの1トンの銘柄検査の廃止の基準とか、その辺につきまして、事務局の方でいろいろと情報をつかまれました、そして、また御意向も伺いながら整理されました、次回改めて御提案を頂くということでいかがでしょうか。

こういう形で、基本的には御了承いただきまして、各委員さんからの御意見を踏まえて、次回また修正案を、あるいは決定方法を提案させていただくという形で進めさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。皆様、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、議題その他といたしまして、事務局からございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 事務局からはございません。

○大坪座長 分かりました。

それでは、本日の議事は全て終了いたしました。

この検討会の全般に関しまして、委員さんから何か御意見ございますでしょうか。よろしい

でしょうか。

では、ほかにはないので、進行を事務局にお返しいたします。

本日は、長時間にわたる御議論、円滑な議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

○齊官穀物課課長補佐 大坪座長、誠にありがとうございました。

最後に、本日の資料は本検討会終了後、速やかに農林水産省ホームページに掲載させていただきたいと存じます。

本日は大変にありがとうございました。

午後3時40分 閉会